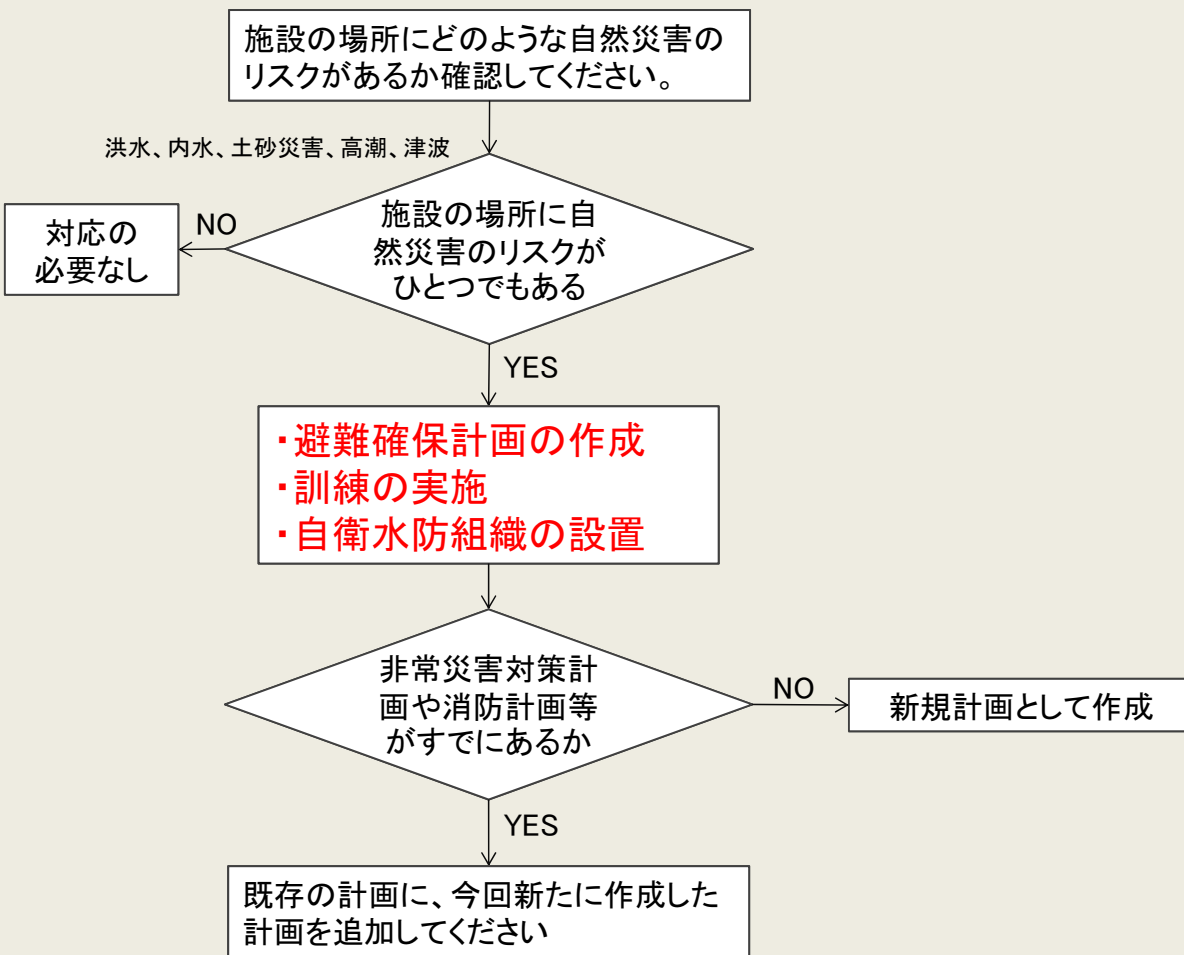




避難確保計画とは

利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な体制や訓練その他の措置に関する計画。

避難確保計画に定めるべき事項

1. 防災体制

（情報収集・避難場所と避難経路・資機材の準備・保護者への事前連絡・周辺住民への事前協力依頼）

2. 利用者の避難誘導

3. 避難の確保を図るための施設の整備

4. 起こり得る災害を想定した防災教育及び訓練の実施

5. 自衛水防組織を置く場合、活動要領・構成員への教育と訓練

6. その他の事項

非常災害対策計画や消防計画等、災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、**既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加**することでもよい。

- みなさんの施設が各自然災害の**影響範囲内かどうか**確認してください。
- 範囲内の場合、**避難確保計画**の作成・変更、訓練の実施、利用者の迅速な避難確保を行う自衛水防組織を設置してください。
- 避難確保計画を作成した場合、施設所在地の**市町村に報告**をお願いします。

避難確保計画の作成

避難確保計画を作成するにあたって

国土交通省が、要配慮者利用施設における**洪水時等**の避難確保計画の作成の参考とするため、「**避難確保計画作成の手引き**」をホームページで提供している。



- 避難確保計画作成の手引き(津波防災地域づくりに関する法律)
- 地下街等 (PDF:279KB) (DOC:141KB)
 - 要配慮者利用施設 (PDF:346KB) (DOC:219KB)
 - 医療施設等 (PDF:352KB) (DOC:228KB)
- 避難確保・浸水防止計画作成の手引き(水防法)
- 地下街等(避難確保・浸水防止) (PDF:1.83MB) (DOC:2.16MB)
 - チェックリスト(地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き) (EXCEL:18KB)
 - 要配慮者利用施設(避難確保) (PDF:530KB) (DOC:1.37MB)**
 - 医療施設等(避難確保) (PDF:567KB) (DOC:1.37MB)
 - 大規模工場等(浸水防止) (PDF:545KB) (DOC:1.40MB)
- 水防計画作成の手引き(都道府県版) (PDF:1.7MB) **NEW!**
- 水防計画作成の手引き(水防管理団体版) (PDF:1.7MB) **NEW!**

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る 避難確保計画作成の手引き

(洪水・内水・高潮編)

平成 29 年 1 月

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき作成する。洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。

市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。

なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する。津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。

避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

【掲載ホームページ】

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/sagai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_suibou201701.pdf